

中越間のトンキン湾海上境界画定にみる

東シナ海における日中間の海上境界画定に向けた方策

—— 緊張状態の下での現状維持の追求 ——

吉川 尚徳

はじめに

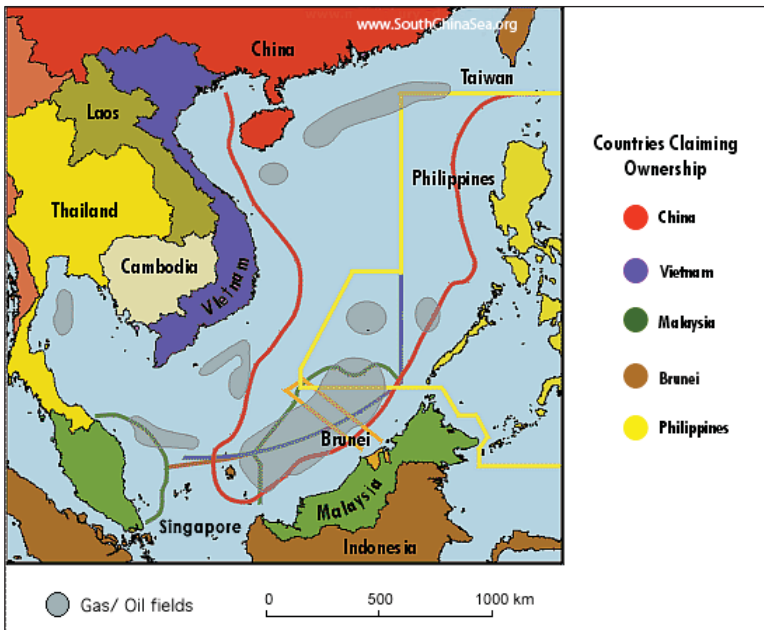
2011年5月から6月にかけて、南シナ海では中国と周辺各国との間での領有権若しくは管轄権を巡る争いが頻発した。5月末には、南シナ海の南沙諸島周辺のフィリピン領海内で、中国の海洋調査船などが相次いで領海を侵犯し鉄柱やブイを設置した。5月25日には、ベトナムの探査船を中国の監視船が妨害、監視用のケーブルを切断し、さらに5月31日には、ベトナムの漁船が中国軍の艦船から威嚇発砲を受けた。これに対して、ベトナムは、6月13日に海軍による実弾演習を実施、また、ハノイ中心部等では、中国に抗議するための数百人のデモが毎週行われ、警察当局もこれを基本的に黙認した。一方、中国側は6月28日、ベトナムの探査船に対する活動は「中国が管轄する海域での正常な海洋取締り活動だ」という談話を発表している。

2012年になっても、4月からスカボロー礁で中比の艦船のにらみ合いが続き、中国国務院が7月に西沙・南沙・中沙諸島を含む三沙市の発足を発表すれば、同日ベトナム国会は西沙・南沙諸島の領有権を規定する「ベトナム海洋法」を可決した。そのような状況の中で、法的拘束力を持つ「南シナ海行動規範(COC)」の締結を目指して始まったASEAN外相会議は、初めて共同宣言すら採択できないままに閉幕した。南シナ海においては、そもそも、図に示すように、中国、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、さらには台湾が、その管轄権を主張している。先に述べた、数々の事案は、このような各国の対立の複雑さが表面化したものであり、見通し得る将来において、この対立が円満に解決する可能性は極めて低いものと思われる。

しかし、このように利害が対立する南シナ海において、唯一、海上境界の画定に成功した例がある。それが、中越間のトンキン湾における海上境界画定である。もちろん、その道のりは平坦ではなく、約10年の歳月と13回に及ぶ合同作業部会での協議を経て、ようやく2000年12月に最終的な合意に至ったも

のである。これは、深刻な対立関係にあった2国が、武力や国際司法裁判所等による強制力によることなく、相互の平和的な話し合いによって、海上における境界画定に成功した例として注目に値する。

本論文では、南シナ海及び東シナ海的情勢を、主として中国、ASEAN（特にベトナム）及び日本を中心にして整理し、その背景の下で、トンキン湾における海上境界画定に中越両国が成功した要因を分析したい。そして、それぞれの要因を、同じく中越を始めとする各国間の対立が続く、西沙、南沙等の南シナ海問題、及び日中間が対立している東シナ海問題と比較することによって、海上境界を巡る争いを解決するための条件、或いはその限界を考察する。それによって、我が国が東シナ海において中国と対峙する際に求められるであろう、効果的な方策の導出を試みたいと考える。



図：南シナ海における周辺各国の EEZ の主張と天然ガス田、油田の位置
 (米エネルギー省エネルギー情報局 (EIA) ホームページ"South China Sea,"
 Energy Information Administration, March 2008,
http://www.eia.gov/cabs/South_China_Sea/Full.html, Accessed October 29,
 2012 より引用)

1 中国とASEANを中心とした東アジア情勢

インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシアの5カ国によりASEANが創設された1967年、文化大革命の最中であつた中国は、反政府闘争を行つていた東南アジア各国の共産党を支援し、熱心に「革命の輸出」を唱えていた。当然の結果として、ASEAN諸国の中国に対する警戒感是非常に強く、双方は対立と不信の関係にあつた。しかし、その後1978年に改革開放路線に転じた中国は、ASEAN加盟国との関係正常化を推進した。そして、1991年、中越戦争以降国交を断絶していたベトナムとの国交を正常化し、全ASEAN加盟国との国交正常化に成功した。

以後、中国とASEANとの関係は、急速に緊密化する。中国は1993年にはASEANの協議パートナーとなり、翌1994年には安全保障を含むメカニズムであるASEAN地域フォーラム(ARF)に創設と同時に加盟した。1997年のアジア通貨危機に際しては、他の先進国よりも有効なASEAN支援を行ったことにより、中国に対する不信感は徐々に払拭された。2002年には「南シナ海行動宣言(DOC)」に、2004年にはASEAN域外国として初めて「東南アジア友好協力条約(TAC)」に調印、さらには「平和と安定のための戦略的パートナーシップ宣言」に調印することにより、中国はASEANにとって最初の戦略的パートナーシップ国となった¹。

このように関係の緊密化は順調に進んでいたが、中国とASEAN諸国との間の不安定要因がなかったわけではない。

中国海軍とベトナム海軍の間では、1974年に西沙諸島で、1988年には南沙諸島で武力衝突が生起している。特に1988年3月の南沙諸島、赤瓜礁での衝突では、ベトナム側に約80名の死傷者が出た。この事件は、東南アジア諸国に中国に対する強い懸念をもたらした。インドネシアは同年9月にスンダ、ロンボク海峡封鎖演習を行い、また、1990年1月には「南シナ海の潜在的紛争の制御に関するワークショップ」を開催した²。さらに、1995年には、同じく南沙諸島で中国、ベトナム、フィリピンが領有権を争っていたミスチーフ礁を中国が占拠し、建造物を構築するという事件が生起する。さらに、翌1996年

¹ 石川幸一「着実に進展する中国とASEANの経済協力」『国際貿易と投資』第65号、2006年、58-60頁。

² 佐藤考一「中国と「辺疆」：海洋国境－南シナ海の地図上のU字線をめぐむ問題－」『境界研究』第1号、2010年、22-24頁。

には中国が「領海基線に関する声明」を発表したことにより、ASEAN 諸国にとっては、中国の脅威がより身近に感じられるようになった。これに対抗して、マレーシアはスワロー礁周辺で約3週間にわたる長期間の演習を、インドネシアは、マレーシアと合同で統合演習を実施した³。

1990年代後半以降のアジア通貨危機での対応や、ASEAN との関係の緊密化を追求しようとする中国の姿勢の背景には、このような「対中脅威論」を相殺しようとする思惑がある可能性は否定できない。2011年の春以降、再びこの海域の緊張が高まるような事象が生起していることから推察されるように、この地域において中国は、一方で融和的な姿勢を見せながらも、隙あらば自国のための既成事実を積み上げ、領有権争いで有利に立とうとする姿勢⁴を崩していないのである。

2 中越関係

(1) 中華文化圏のベトナム

中国南部に隣接するベトナムは、紀元前3世紀頃から10世紀に独立を果たすまでは中国の支配下にあり⁵、独立以後も明白な中華文化圏に属し、中国の影響を強く受けてきた。

一方で、中越の歴史は、緊張関係の歴史でもある。北の大国に対していかにかうまくつきあっていくか、ということがベトナム外交の最重要課題であり、独立後のベトナムは中国の歴代王朝の南下侵攻を撃退し、独立を保ち続けてきた。そして、フランスによる植民地支配の後には、東南アジアに対する影響力を高め、共産主義を拡大しようとする中国が、対仏独立戦争、米国と戦ったベトナム戦争の間を通じてベトナムを支援したことにより、中越両国は緊密な協力関係を維持していた⁶。

(2) 中越戦争

ベトナム戦争は、1975年4月、中国の支援を受けた北ベトナムの勝利に終わ

³ 同上、28-32頁。

⁴ 同上、36頁。

⁵ A.C.Guan, "Vietnam-China Relations Since the End of the Cold War," *IDSS Working Paper Series*, No. 1, November 1998, p. 1.

⁶ 庄司智孝「台頭する中国へのベトナムの対応—南シナ海問題を中心に—」『国際安全保障』第39巻第2号、2011年9月、28頁。

り、ベトナムは統一された。しかし、1978年、ベトナムがカンボジアに侵攻し親中のポルポト政権を崩壊に追いやると、中越関係は急速に悪化する。ベトナムから見れば、ポルポト政権によるベトナム系住民への恐怖政治や、繰り返される小規模な国境侵攻は、看過できるものではなかったが、中国から見れば、中国の支援を受けてベトナム戦争に勝利したのに、当時中国と対立していたソ連に近づき、しかも親中のポルポト政権を崩壊させたということは、中国に対する裏切り以外の何物でもなかった。また、中国はソ連との友好関係を背景にした「インドシナ連合」が形成されることを恐れた。このような「反乱」は、友好国であっても許せるものではなく⁷、1979年2月に始まる中国によるベトナム北部への侵攻は、「懲罰行為」という性格が強い。

1980年代後半に入ると、中国が改革開放路線の成功や日米との緊密な関係構築等を通じて急速に国力を回復させてきたのに対して、ベトナム国内では親ソ派と親中派の勢力が逆転したため、ソ越同盟は急速に力を失ってきた。さらに、1988年3月、カンボジア侵攻でイニシアチブをとったファン・フン首相が急死した影響もあり、ベトナムは中国との関係改善を模索し始める。1989年には辺境貿易が再開されたこと、同年の天安門事件に際してベトナムが中国に対する理解を示したこと等により、中国とベトナムは徐々に接近する。そして、1989年9月のベトナム軍のカンボジアからの撤退完了、1990年9月の成都における中越首脳会談を経て、1991年のパリ協定で中越関係は正常化し、中越戦争は終結した。

中越戦争が終わり、関係が正常化した後は、中越両国は、改革開放路線が共通基盤となり、関係を修復し友好を維持していった。しかし、関係正常化の際に発表された共同コミュニケでは、南沙諸島やトンキン湾などの具体的な国境画定問題は一切触れられておらず、当時はこれらの問題に関する具体的な合意は何もなかったと思われる⁸。残された3つの国境画定問題（陸上国境、トンキン湾海上境界、南シナ海）は、中越間に突き刺さる棘のようなものであり続けた。

⁷ 「キーワードで読むアジア」『バンコク週報ホームページ』、www.bangkokshuho.com/archive/2008/oldcolumn/asia/1306.html、2010年11月11日アクセス。

⁸ 飯田将史「南シナ海問題における中国の新動向」『防衛研究所紀要』第10巻第1号、2007年9月、149頁。

(3) 国境画定問題

冒頭で触れたように、これらの3つの国境画定問題のうち、南シナ海を巡る問題は、今日なお未解決であり、近い将来においては解決の兆しすら見えないというのが現状である。しかし、他の2つの問題は、中越両国間の平和的な交渉により解決を見ている。特に、トンキン湾の海上境界線画定は、海上における境界線を交渉により平和裏に画定した数少ない事例である。そこで、本項ではこれらの国境画定問題が解決に至った過程を検証し、以後の成功要因の分析につなげたい。

ア 陸上国境

中国とベトナムの間の陸上国境は、ベトナムがフランスの植民地だった1895年に、清仏間で一度合意に至っている。しかし、ベトナムの主張によれば、第2次世界大戦後に生じた第1次インドシナ戦争とそれに引き続くベトナム戦争の間に、中国はベトナムに対する支援に乗じて、陸上国境からベトナム側に100mから数kmの地域を占拠したという。一方、中国は、そのような地域は国境全域にわたってわずかいくつかの地域に存在するのみであると主張しており、中越戦争が生起する前に2回にわたって開かれた国境問題に関する次官級交渉では双方の妥協点を見出すことは困難であった。そこでの対立点は、陸上国境の画定は、1895年に清仏間で結ばれた協定に依拠するのか、あるいは歴史的な経緯によって形成された現在の国境線が陸上国境画定の根拠となるのか、ということであった⁹。

中越戦争により停滞していた国境問題に関する協議は、1992年に専門家レベルの協議を開始することによって再開した。1993年10月には、国境画定・領土問題を解決するための基本原則に関する協定が結ばれ、国境画定・領土問題の交渉に関する6つのガイドラインが定められた。1997年の中越首脳会談で2000年までの解決が合意されたことや、人民解放軍が国境地域での地雷除去作業に尽力したこと等に後押しされ、1999年12月、両国は1350kmに及ぶ陸上国境の画定について合意に達した¹⁰。双方の主張が重なっていた係争地域は227km²、そのうち113km²がベトナムに、114km²が中国に帰属することになった¹¹。

⁹ 庄司智孝「ベトナム・中国間の国境線画定・領土問題」『防衛研究所紀要』第8巻第3号、2006年3月、55頁。

¹⁰ 同上、57頁。

¹¹ Ramses Amer, "The sino-vietnamese approach to managing border dispute," p.7, nghiencuubiendong.vn/download/doc_download/116-prof-ramses-amer-the-sinio-vietnamese-appr, Accessed Aug 29, 2012.

イ 海上境界線

トンキン湾の海上境界線画定の交渉においては、1887年に清仏間で締結された協定に示された、陸上国境の東端から南に延びた線（東経108度3分13秒）の解釈および有効性¹²が、当初の争点となった。同協定はこの線より東側の島嶼を中国領、西側の島嶼をベトナム領と規定している。しかし、この線が単に島嶼の帰属のみを分かつ線なのか、海域をも分かつ線なのかという点について、同協定の中国語版とフランス語版の間には明らかな食い違いが見られる。ベトナムは、この線は島嶼の帰属のみならず海域をも分かつ中越の国境線であるというフランス語版の解釈を主張し、一方、中国はこの線は単に島嶼の帰属を分かつものであるという中国語版の解釈を支持し、海域の帰属は国際法の規定に準ずると主張していた¹³。もっとも、1950年代から60年代にかけては、同海域の制海権は米国が維持していたので、トンキン湾の海上境界画定の問題が表面化することはなかった。

しかし、1973年12月にベトナムがトンキン湾の石油探査を行うために、中国にトンキン湾の海上境界画定のための交渉を提案し、中国もそれに同意したことから、初めて、海上境界を巡る中越間の見解の相違が表面化した。翌1974年には交渉のための初回会合が開かれたが、成果はなく、以後、中越関係の悪化に伴い、国交正常化以後の1993年まで交渉の場は持たれなかった¹⁴。

1994年に再開された海上境界画定交渉のための会合は、2000年3月までに12回の交渉が行われたが、目立った成果を上げることはできなかった。海上境界の問題は、エネルギー・水産資源問題を含む排他的経済水域(EEZ)に関する問題も包含しており、両国の政治的・経済的対立がより先鋭化しやすい分野であるということも、交渉が陸上国境画定よりも時間を要した要因であると考えられる。12回目の会合で、双方は交渉の迅速化についてのみ合意に至った¹⁵。

しかし、その後の海上境界画定交渉は、非常に急速に進展する。2000年9月にベトナムのファン・ヴァン・カイ首相の訪中の際には、朱鎔基首相との間で2000年末には海上境界に関する協定を中越間で締結するよう努力する旨が合意された。両国首脳が決意が公にされたのである。そして、同年12月、チャン・ドゥック・ルオン国家主席が訪中した際に、海上境界と漁業に関する協

¹² Zou Keyuan, "Maritime Boundary Delimitation in the Gulf of Tonkin," *Ocean Development & International Law*, Vol. 30, 1999, p. 238.

¹³ 庄司「ベトナム・中国間の国境線画定・領土問題」60頁。

¹⁴ Keyuan, "Maritime Boundary Delimitation in the Gulf of Tonkin," pp. 236-237.

¹⁵ 庄司「ベトナム・中国間の国境線画定・領土問題」61頁。

定が両国間で締結された。その結果、トンキン湾全体の面積の 53.23%がベトナム側、46.77%が中国側に帰属することになった。以後、技術的な問題を解決するための交渉が継続され、同協定に関する批准書が中越両国で交換されたのは 2004 年 6 月のことであった¹⁶。

3 トンキン湾の海上境界線確定成功の要因

1980 年代半ば以降の中越関係は、経済的な要因が、いかにして紛争中の 2 国に、非対称な 2 国間関係の中で、平和的な和解をもたらしたかということ考察する上で、興味深い事例である¹⁷。

1990 年代の中越の純粋な軍事バランスを見ると、中国は圧倒的に優位な状態にあった。ロシアはまだソ連崩壊後の混乱の最中にあり、東南アジアに関与する余力はなく、また、米国は冷戦中と比較すれば同地域へのコミットメントを減らしつつあり、その他の域外大国の影響力も比較的少なかった。したがって、当時のトンキン湾周辺の安全保障環境は、1980 年代に中国が南沙・西沙諸島において強硬手段に訴えていた時期と同様に中国側に優位なものであった。しかし、中越両国は、終始平和的な交渉を進め、時間はかかったものの、海上境界を平和的に画定することに成功した。本項ではその背景にあるいくつかの要因について考察したい。

(1) 中越両国の非対称性

中越関係を考える際には、常に両国間の非対称性を前提とせざるを得ない。一般的に非対称な 2 国間関係においては大国が小国に対して大きな影響力を与える一方で、小国の影響力は限定的である。しかし、大国側の「小国の恭順」に対する期待と、小国側の「大国からの自立性の承認」に対する期待との間に均衡が生じた場合、そこに安定的な状況が出現する¹⁸。中越戦争は、その均衡が破れたために生起し、一方、海上境界線画定を巡る交渉は、その均衡がもたらす安定の中で進展し、成功につながったものと考えることができる。

¹⁶ 同上、61-62 頁。

¹⁷ Joseph Y.S. Cheng, "Sino-Vietnamese Relations in the Early Twenty-first Century," *Asian Survey*, Vol. 51, No. 2, March/April 2011, p. 379.

¹⁸ 庄司「台頭する中国へのベトナムの対応」30 頁。

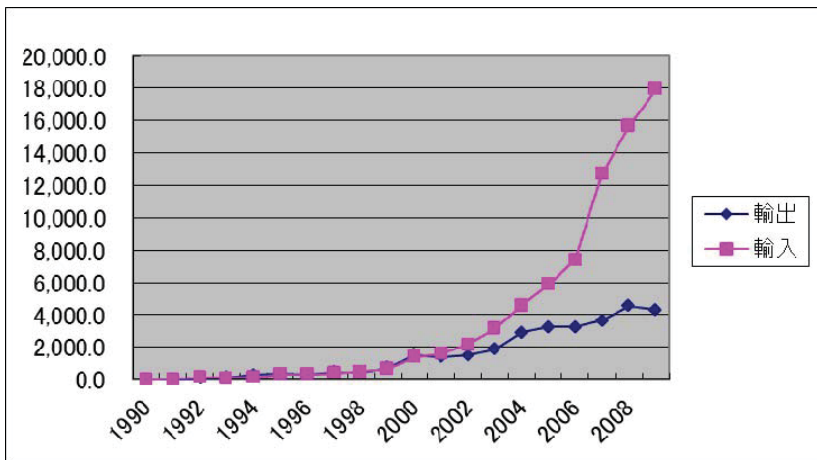
(2) 共産党による安定的な統治の追求

ベトナムは中国と同じ社会主義という政治体制を共有する数少ない国家であり、ベトナムの政治の安定が確保されるということは、中国にとっても、共産党による1党支配体制の正当性を内外に示す大きな根拠になる。したがって、中国はベトナムが共産党によって安定的に統治されることに利益を見いだしていた。ベトナムにとっても同様の構図が成立しており、政治的に見て両国は、双方の安定した統治の実績が相互の正当性を補完しあうという、相互依存関係を築いていたのである¹⁹。

(3) 経済発展への要求

当時の中越両国は、このような安定的統治をもたらす原動力となる経済の発展を追求していた²⁰。

ベトナムの対中貿易は1990年代半ば以降、急速に拡大する。(グラフ1参照)



グラフ1 ベトナムの対中貿易 (単位: 100万 USD)

(IMFの”Direction of Trade Statics July 2010”のデータベースより抜粋し、筆者作成)

もちろんこれは、1979年から続いた中越戦争が終結し、1991年に両国の関係が正常化したことによるところが大きい。しかし、経済的な視点から見ると、

¹⁹ 飯田「南シナ海問題における中国の新動向」152頁。

²⁰ 同上、152頁。

ちょうどこの時期は、中国が改革開放路線を打ち出してから、天安門事件の影響等による落ち込みはあったものの、安定的に二桁の GDP 成長率を維持できるようになった時期であり、ベトナム側にとっても、1986年の第6回党大会で採択された、ドイモイ（刷新）路線の成果が現れ始め、9%台の GDP 成長率を記録するようになった時期でもある。ベトナムにとってはドイモイ路線を定着させるためには、中国の巨大な資本と市場は不可欠であり、そのためにも中国との良好な関係が必要であった。また、中国にとってはベトナムの経済規模は大きなものではなかったが、80年代に発展が遅れた広西チワン自治区等を含む南西部の発展を促すためには、1997年に同地域と北ベトナムを結んで開設された航路²¹が通るトンキン湾の安定は、追求すべき価値のあるものであった。両国にとって、経済成長は共産党独裁体制による国家統治を正当化するために必要不可欠なものであり、それを確保するために、両国はカンボジア問題を巡る過去の憎悪と対立を封印し、ビジネスライクに共通利益を目指す、共存関係を構築したのである。

(4) 2国間交渉

トンキン湾の海上境界問題が、純粋に中越の2国間問題であったということも、海上境界画定交渉の進展を促した要因の一つとして考えられる。周辺6カ国が自己の権利を主張する南沙諸島を巡る現状を見てもわかるように、プレーヤーが多くなればなるほど合意の形成は困難になる。もし、中越以外の第3国がトンキン湾における権利を主張していたならば、そもそも、交渉の場を設定すること自体のハードルがより高くなっていたはずであり、海上境界は未だに画定には至ってはいなかった可能性も否定できない。

(5) 島嶼帰属問題

成功要因としてもう一つ考えられるのは、トンキン湾の海上境界画定交渉においては、中越間に島嶼の帰属に関する論点がなかった²²と言う点である。トンキン湾中部にある Bach Long Vi Island は、ベトナムに帰属するという認識が双方に共有されていたため、論点となったのは境界を画定するための基点として、同島がどの程度の効力を有するか、ということのみであった²³。島の帰

²¹ Guan, "Vietnam-China Relations Since the End of the Cold War," pp. 7-8.

²² Keyuan, "Maritime Boundary Delimitation in the Gulf of Tonkin," p. 248.

²³ Amer, "The sino-vietnamese approach to managing border dispute," p. 9.

属に関しては、領海、EEZ、その海域における海底資源や水産資源等に対する当事国双方の主張が平行線をたどることが多く、このような論点がなかったということは、トンキン湾の海上境界画定交渉の進展が比較的容易なものとなった要因であると考えられる。

(6) 指導者の積極的関与

中越双方の指導者による積極的な関与についても言及すべきであろう。1997年8月の中越副大臣会合においては、2000年までに陸上国境と海上境界の問題で合意に達することができるような具体的な方法が検討された²⁴。1999年2月のレ・カ・フュー総書記による「正式友好訪問」において発表された共同声明には、1999年中に陸上国境問題を、2000年のうちには海上境界問題を解決すると共に、武力、または武力による威嚇には訴えないということが謳われた²⁵。これらを受けて、1999年12月には陸上国境条約を締結、さらには、2000年3月のファン・ヴァン・カイ首相と朱鎔基との会談で、2000年末には海上境界に関する協定を締結するよう努力する旨が合意された²⁶。

このように、常にハイレベル会合において、境界画定の問題が具体的に取り上げられ²⁷、常に政治的圧力を及ぼし続けたことが、交渉の活性化に繋がったことは間違いないであろう²⁸。

(7) 歴史的確執の解消

中越間の歴史で両国の関係が平穏だった時期はそれほど長くない。中国の支配から独立を果たして以降、ベトナムは常に中国の南下の圧力に対抗してこななければならなかった。ベトナム戦争では北ベトナムが中国の支援を得て戦ったものの、その後は、中越戦争(1979)、中越国境紛争(1984)、スプラトリー諸島海戦(1988)等の武力紛争が続く。それでも、1991年の国交正常化以降に両国の関係が安定したのは、先に述べたように、双方が体制の安定と経済発展という実利を優先したために他ならない。そのような状況にあってなお、難航していた陸上、海上の境界画定交渉が1990年代末に至って急に加速した背景には、1974年の西沙事案の指揮官の一人であり、1979年には対越制裁を指示した鄧

²⁴ Guan, "Vietnam-China Relations Since the End of the Cold War," p. 13.

²⁵ 飯田「南シナ海問題における中国の新動向」150頁。

²⁶ 庄司「ベトナム・中国間の国境線画定・領土問題」61頁。

²⁷ Amer, "The sino-vietnamese approach to managing border dispute," p. 20.

²⁸ Ibid., p. 10.

小平が1997年2月にこの世を去ったことが一つのブレイクスルーとなったということも考えられる²⁹。歴史的確執が一時的に影を潜めたのである。

しかし、長年にわたる歴史的確執は、それほど容易に解消するものではない。2011年以降、再び表面化した、南シナ海の領有権を巡る中越間の争いは、その確執の深さを表すものと言えるだろう。

4 その他の海上境界を巡る争い

(1) 西沙諸島(Paracel Islands)

西沙諸島は、南シナ海の北西部に位置し、約55の島礁からなる。中国、ベトナム及び台湾が権利を主張³⁰しているが、1974年以降、中国が全域を実効支配している。

1954年にフランスによる植民地支配が終了した時点では、西沙諸島の西半分を南ベトナム(ベトナム共和国)が、東半分を中国が占領していた。しかし、1974年1月、南ベトナムの哨戒艇と中国漁船との間の小競り合いが、中越双方の海軍艦艇による戦闘へとエスカレートした結果、中国側が勝利を収め、以後、西沙諸島の全域を中国が実効支配することとなった。ベトナム戦争終了後、統一を果たしたベトナム社会主義共和国政府が、西沙諸島の領有権を巡る外交交渉を要求したが、中国政府はこれに応じていない。

(2) 南沙諸島(Spratly Islands)

南沙諸島は、南シナ海の南部に位置し、約200の島礁からなるが、そのうち国際法上、島と認められるのは25カ所である。西沙諸島と異なり南沙諸島は、6カ国がその権利を主張している。中国、台湾、ベトナムは全島礁の権利を主張し、マレーシアとフィリピンは一部の島の領有を主張、また、ブルネイは島ではなく、海域について権利を主張しているが、これは、海底資源(天然ガス)を意識してのことである。そのうち、実効支配しているのは、中国が7カ所、台湾が1カ所、ベトナムが21カ所、マレーシアが5カ所、フィリピンが8カ所である³¹。実効支配の合計が42カ所となり、国際法上、島と認められる島嶼25カ所を上回っているのは、国際法上は島と認められない岩や人工物について

²⁹ Guan, "Vietnam-China Relations Since the End of the Cold War," pp.17-18.

³⁰ 佐藤「中国と「辺疆」：海洋国境」19頁。

³¹ 同上、20頁。

も各国がその権利を主張しているからであり、これは、南沙諸島の問題の複雑さを示す一つの例である。

1980年代後半以降、中国は南沙諸島における自国の領有権を確保するために積極的な行動に出始め、1988年には南沙諸島の島嶼の占拠を開始した。同年3月、同様に南沙諸島に部隊を展開させていたベトナム海軍と中国海軍が赤礁礁付近で交戦し、ベトナム側に約80名の死傷者が出るという事件が生じた。この事件は、周辺諸国の対中警戒感を高め、周辺各国が先に述べたような対抗策をとるに至ったにもかかわらず、1992年に米軍がフィリピンから撤退した後、1995年2月には第1次ミスチーフ礁事件が生起する。これは、かねてより中・越・比の3国が主権を争っていたミスチーフ礁を中国が占拠し、恒久的な構造物を構築した事件である。さらに、翌1996年に、領海基線に関する声明を中国が公表するに至って、周辺国にとって「中国の脅威」はより、身近に感じられるものとなった。インドネシアやマレーシアは周辺海域で頻繁に軍事演習を行って対抗し、それに対して中国が不快感を示すというような事態が続き、南シナ海を巡る「中国脅威論」は、この時期に一つのピークを迎えるのである³²。

南シナ海における、中国と周辺諸国の緊張関係に変化が訪れたのは、1990年代末のことであった。中国は対話と協調による問題の沈静化を追求し始めたのである。その背景には、経済発展に不可欠な周辺環境の安定を追求するとともに、周辺諸国や日米のような域外大国と台湾の連携強化を妨げ、域外大国の介入を阻止したい、という中国の思惑があった³³。2002年の「南シナ海行動宣言」への署名、2003年の「中・ASEAN 戦略的パートナーシップ」、2004年から2005年の「中・越・比共同海底資源調査」の実施等の具体的な成果もあり、「中国脅威論」はこの時期、一旦沈静化する。

しかし、2007年に海南省文昌市宣伝部が三沙市制定に言及し、ベトナムで反中デモが起き、2010年には、中国政府高官が南シナ海を、チベットや台湾と同様の「中国の核心的利益」として位置づけるに至ると、10年以上継続している人民解放軍の増強と相まって、再び、中国と周辺各国との緊張は高まり、冒頭で言及したような対立が生じるに至っている。

(3) 東シナ海

東シナ海は南北で1300km、東西が300～500km、総面積約77万km²の広が

³² 同上、31-32頁。

³³ 飯田「南シナ海問題における中国の新動向」143-144頁。

りを持つ、日本、中国、韓国の陸地に囲まれた「半閉鎖」海域である。その東部の大陸棚においては、日・中・韓各国の主張が重複する部分が多い。中国は約 56 万km²の管轄権を主張しているが、日中の主張の重複部分は約 21 万km²、中韓の主張の重複部分は約 12 万km²である³⁴。

この海域が注目を集めるようになったのは、1960年代後半以降のことである。その大きな要因は、1968年に国連アジア極東経済委員会によって実施された東シナ海一帯の海洋調査の結果、同海域に大規模な石油・ガス田が存在する可能性が明らかになったことであろう³⁵。

中国は、以後、同海域の海底資源に係る調査研究を 30 年以上にわたって継続し、1999年4月には、平湖油ガス田に海洋生産プラットフォームを建設した。そこから中国本土までの海底パイプラインを敷設し、操業を開始したのである。その後、同海域における日中の利害の対立が明確に表面化したのは、2003年8月に中国が春暁油ガス田の生産プラットフォーム建設工事に着手した後のことである³⁶。春暁は、日本側が主張する「日中中間線」からわずかに 4~5km しか離れておらず、その地下鉱脈は中間線の日本側まで広がっている可能性が高く、日本側の資源が中国に吸い取られてしまうのではないかと、との懸念が同海域にさらなる注目を集める結果につながった。この問題は、東シナ海における海上境界が画定していないことから生ずるもので、それはさらに、境界画定に関する日中両国の主張が食い違っていることに起因する。

中国側の主張は、海上境界画定は大陸棚の自然延長などの東シナ海の特徴を踏まえて行うべきである、というもので、具体的には、中国の大陸棚は沖縄トラフまで続いていると主張している。また、長い海岸線を持つ中国に対し、日本は島が鎖のようにつながっており、このような地理的特徴から見ても、中間線を両国の境界とするのは衡平原則に合わない、というのも中国の考え方である。一方、日本は、双方の距離が 400 海里未満の海域においては両国の海岸から等しい距離にある中間線を基準に大陸棚の境界を画定すべきであり、沖縄トラフのような海底地形には法的な意味はないと考えるのが妥当であると主張する³⁷。地質学的には、フィリピン海プレートが北上してユーラシアプレートの

³⁴ 李国強「中国と周辺国家の海上国境問題」『境界研究』第1号、2010年、46頁。

³⁵ 濱川今日子「東シナ海における日中境界画定問題—国際法から見たガス田開発問題—」『調査と情報』第547号、2006年6月、1頁。

³⁶ 遠藤昭彦「東シナ海における油ガス田開発とその背景」『海幹校戦略研究』第2巻第1号、2012年5月、89頁。

³⁷ 濱川「東シナ海における日中境界画定問題」3頁。

下に潜り込んでできたのが琉球海溝であり、沖縄トラフを含む東シナ海大陸棚と南西諸島とはともに、ユーラシアプレートに属していると分析されるのである³⁸。中国は、この日本の主張を認めてはいないが、春暁油ガス田の生産プラットフォームの位置を考えれば、日本の主張する中間線を意識していることは間違いないものと思われる。

さらに、この問題を複雑にしているのが、日本の主張する中間線よりも日本側に位置する尖閣諸島の存在である。日本政府が尖閣諸島を日本の領土に編入したのは1895年のことである。それ以来、同諸島に対する日本の領有権に対する異議はどこからとも唱えられることはなかった。しかし、1969年、それまで日本の領有権に一度も異議を唱えたことのなかった中国と台湾が尖閣諸島の領有権を主張し始めたのである。その背景に、1968年に明らかになった、同海域に大規模な石油・ガス田が存在する可能性があることは想像に難くない。大陸棚の境界がどこに引かれるかにかかわらず、尖閣諸島の領有権が認められれば、これらの石油・ガス田の大部分を中国の支配下に置くことができるのである。

以後、今日に至るまで、東シナ海における海上境界の画定、海底資源の開発、尖閣諸島の領有権等を巡る問題は解決の可能性が見えないままに推移してきている。日本のEEZ内における中国の調査船の活発な行動や、漁船群の不法操業、活動家による領海侵犯や不法上陸等の日中間の対立を刺激する要因は、枚挙にいとまがない。政治的な背景を考慮して共同開発などが強調され、対立が一時的に沈静化した時期があることも事実であるが、2010年の中国漁船と海上保安庁巡視船の衝突事案等にも見られるように、同海域を巡る日中間の対立は、極めて容易に先鋭化するのが現実である。特に、2012年4月の東京都知事による尖閣諸島の土地購入表明に端を発する、日本政府による尖閣諸島購入を巡る日中間の対立は非常に激しく、尖閣諸島周辺では日中双方の公船が対峙し、中国国内では反日デモが暴徒化し、国連総会では双方がその主張を応酬し、欧米を含む世界各国を巻き込んだプロパガンダ戦が展開され、日中間の政治・外交関係だけではなく経済関係の冷却化が、世界経済にまで悪影響を与えるのではないかと懸念されている。

一方で、中国は韓国との間にも島嶼の帰属や境界画定を巡る問題を抱えてい

³⁸ 茂木誠「東シナ海ガス田は誰のものか?」『もぎせか資料館』
www.h2.dion.ne.jp/~mogiseka/article/080622east_china_sea.html、2012年8月29日アクセス。

る。蘇岩礁は韓国濟州島の南西約 150km に存在する暗礁（低潮時でも海面下約 5m）であり、国際法上の島ではない。しかし、韓国は 1980 年代の終わり頃から、この暗礁の上に灯台や海洋観測所を建設するという一方的な行動を取り始め、中国はこれに対して厳重に抗議をしている。そもそも、蘇岩礁は島ではないため、帰属する領海や EEZ を巡る争いは生じ得ない。ただ、蘇岩礁周辺海域は中国と韓国の EEZ が重複する部分であるため、ここで問題となるのは、周辺の EEZ の帰属である。その帰属は外交交渉で解決されるべきであり、韓国による一方的な行動はいかなる国際法上の意味も持たないが³⁹、ここでも、衡平原則を主張する中国は、日本と同じく中間線原則を主張している韓国と対立せざるを得ないのである。

2012 年 7 月、韓国は東シナ海における自国の大陸棚の沖縄トラフまでの延伸に関する承認を求める申請書を国連の大陸棚限界委員会に提出することを明らかにした。これは、韓国が従来主張する「中間線原則」を否定するものであり、当該海域が、日本と中国の両国が自国の大陸棚であると主張する海域とも重複しているため、今後、この問題が外交問題に発展する可能性は否定できない。それでも、韓国がこのような主張をしようとする背景には、同海域における資源獲得競争に参加する強い意図を表明するとともに、蘇岩礁周辺海域の境界画定を巡って中国を牽制しようとする意図があるものと考えられる⁴⁰。

5 トンキン湾の海上境界画定交渉との比較

このように、南沙諸島、西沙諸島、東シナ海における海上境界画定問題は、問題点が極めて根深く、現段階では解決の目処は立っていない。そこで、トンキン湾における中越間の海上境界画定交渉と比較することにより、これらの海域の海上境界画定問題の解決の可能性・方向性を検討したい。

(1) 非対称性による均衡

軍事力と経済力を背景とした中国の強硬姿勢の下では、小国側は「大国からの自立性の承認」を見いだすことは困難である。一方で、ストックホルム平和研究所の報告書によると、2005 年から 2009 年の東南アジア諸国の武器輸入はそれまでの 5 年間と比較してほぼ倍増している。特に、ベトナムやインドネシ

³⁹ 李「中国と周辺国家の海上国境問題」48 頁。

⁴⁰ 『産経新聞』2012 年 7 月 6 日；『読売新聞』2012 年 7 月 6 日。

アの潜水艦購入をはじめとする海空軍力の増強が顕著である⁴¹。これら全てが、中国を意識したものではないにしても、このような状況の下では、大国側が「小国の恭順」を期待することも困難であろう。

また、様々な規模の国の利害が対立している地域では、非対称性に基づく均衡は成立しにくい。仮に2国間で非対称性に基づく均衡が成立しても、第3国が同地域の利益を主張すれば、そこには非対称性に基づく均衡は成立し得ない。したがって、非対称性に基づく均衡が海上境界面定交渉を後押ししたトンキン湾と同様の状況が、西沙・南沙諸島や東シナ海で生起する可能性は低い。

(2) 安定的な地域環境の追求

南シナ海や東シナ海における海上境界面定問題には、極めて多様な国家等が関与している。政治形態、経済規模、歴史、文化等、各国の共通点を見いだすのは難しい。そのため、トンキン湾における中越関係のように、形態をほぼ同じくする2つの政権による国内の安定的な統治が、双方の政権の正当性を証明することにつながるというような関係は成立し得ない。しかし、今日の国際社会における、政治・文化の面での交流や経済的な相互依存の深化は、一国の国益がその国のみでの安定ではなく、地域社会全体の安定によってもたらされるという状況を生み出している。したがって、当該地域の各国が、それぞれの安全と繁栄を実現するために、地域社会全体の戦略的安定を追求するという方向で、ほぼ同じ方向を指向する可能性は十分に考えられる。

(3) 経済発展の追求

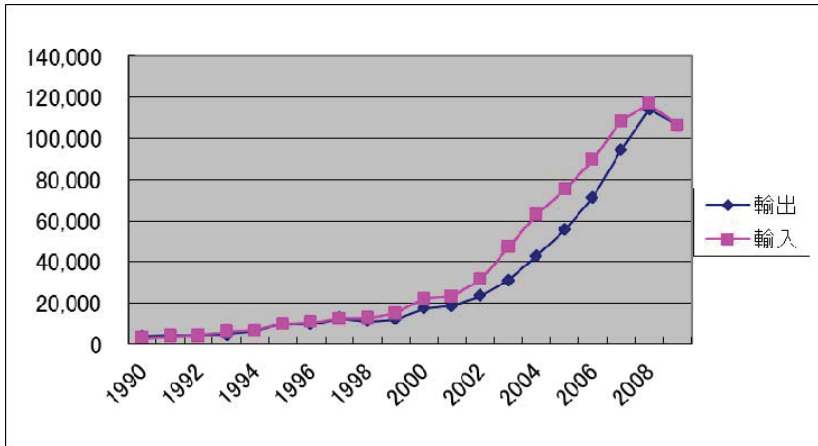
1990年代の中国とベトナムは、改革開放路線やドイモイ路線が軌道に乗ってきたこともあり、お互いに経済的な発展を必要としていた。そこで、今日の南シナ海や東シナ海周辺の状況を、各国の貿易動向を中心に同様の視点で考察してみたい。

ア ASEAN と中国の貿易動向

中国とASEANの間の貿易は1990年以降拡大してきており、特に2002年以降は飛躍的な展開を見せている。(グラフ2参照) その背景には、中国経済自体の急速な成長があるのも確かであるが、この間の中国の対ASEAN貿易の拡大

⁴¹ 『毎日新聞』2012年9月22日。

の幅は、対外貿易全体の拡大の幅よりも大きい⁴²。また、ASEAN の対外貿易に占める、対日及び対中貿易のシェアを比べると、対日貿易のシェアが 1990 年の 21.2%から 2009 年には 10.4%へと縮小したのに対して、対中貿易のシェアは 1990 年の 2.4%から 2009 年の 11.7%へと大幅に拡大している⁴³。



グラフ 2 中国の対 ASEAN 貿易 (単位: 100 万 USD)

(IMF の "Direction of Trade Statics July 2010" のデータベースより抜粋し、筆者作成)

このように中国との経済的な関係が強まることにより、中国製品が ASEAN 製品のシェアを奪うことになる、という懸念が各国にはあったが⁴⁴、ASEAN は中国を重要な成長市場と位置づけることにより、中国への輸出の大幅な拡大に成功した。また、輸出入とも商品構成が一次産品から製造業に変化し、製造業でも主要品目が原料別製品から機械製品へと変化する等、貿易構造の高度化が進展した⁴⁵。2011 年には 2001 年の基本合意から約 10 年間の準備期間を経て「ASEAN・中国自由貿易協定(ACFTA)」が締結されている。このような状

⁴² 石川幸一「急拡大する中国と ASEAN の貿易関係」『国際貿易と投資』第 66 号、2006 年、49 頁。

⁴³ IMF の "Direction of Trade Statics July 2010" のデータベースより抜粋。

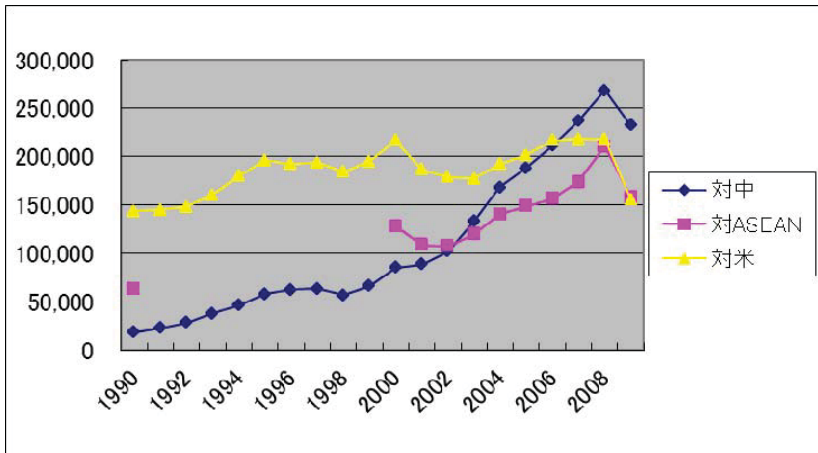
⁴⁴ ステイバン・チラーティワット「中国と東南アジアの経済的相互関係—中国の WTO 加盟」『中国の WTO 加盟—グローバル・エコノミーとの共生を目指して』アジア研トビックリポート第 43 号、日本貿易振興会アジア経済研究所、2001 年 3 月、148 頁。

⁴⁵ 石川「急拡大する中国と ASEAN の貿易関係」50 頁。

況を考慮すれば、今日のASEANと中国の経済的相互依存関係の深化は明らかである。

イ 日本と中国の貿易動向

日本の対中貿易額の推移（グラフ3参照）を見ると、中国の改革開放路線が一定の成果を挙げ始めた1990年代以降、アジア通貨危機やリーマンショック等の経済情勢の影響により、一時的に縮小に転じた局面はあるものの、日本の対中貿易は基本的に右肩上がりでの拡大を続けている。一方、対米貿易は、貿易額こそ大きいものの、ほぼ横ばい状態であり、2007年には、貿易額で中国に追い抜かれている。日本の対外貿易全体に占めるシェアを比較しても、1990年には対中貿易3.5%、対米貿易27.5%であったのが、2009年のシェアはそれぞれ、20.5%、13.7%である⁴⁶。



グラフ3 日本の貿易額の推移 (単位：100万USD)

(IMFの”Direction of Trade Statics July 2010”のデータベースより抜粋し、筆者作成)

このような日本の対中貿易拡大は、対中直接投資によって牽引されているという側面も大きい。つまり、直接投資によって中国に建てられた工場で、日本から輸入した高性能の部品や素材を用いて組み立て及び最終工程を行い、完成した製品を今度は日本に輸出するという構図により、日中間の貿易は拡大して

⁴⁶ IMFの”Direction of Trade Statics July 2010”より抜粋。

いるのである⁴⁷。このように、単なる輸出入だけではなく、原料から製品に至るまでのそれぞれの過程において、日本と中国の経済は有機的に結びついており、経済的な側面から見た、日中間の相互依存関係が非常に強くなっているということは間違いない。

このように、今日の南シナ海や東シナ海においても、経済的な視点から見れば、各国の経済的發展が近隣諸国の経済發展につながるという状況が成立している。つまり、1990年代のトンキン湾における中越関係に類似した条件が、ここには成立しているのである。

(4) 2国間交渉

トンキン湾では、海上境界画定交渉の当事者は中国・ベトナムの2国に限定されており、このことが、交渉が平和裏に着実に進展した要因の一つであることは前に述べた。一方で、今日の南シナ海や東シナ海では、状況は大いに異なる。南シナ海の南沙諸島ではベトナム、フィリピン、中国をはじめとする6カ国が島嶼や海域に対する権利を主張しており、東シナ海では大陸棚の分割を巡り、日中韓3国が争い、尖閣諸島に対しては、台湾もその関与を強化しようとしてやまない。中国は、1国2制度という枠組みの下、台湾を当事者として認めないかもしれないが、いずれにしても権利を主張する主体が多くなればなるほど、対立は複雑になり、解決は遠ざかる。2国間交渉と同じような安定的な交渉の進展をこの海域において期待するのは、無意味である。

(5) 島嶼帰属問題

トンキン湾では、中越間に島嶼の帰属を巡る対立はなかった。しかし、南シナ海では、国際法上、島嶼とは認められない岩や浅瀬に至るまで多くの場所で各国の領有権を巡る主張が重複しており、東シナ海においても、尖閣諸島を巡る日本、中国、台湾の主張は平行線をたどっている。これらの見解の相違は、見通しうる将来、平和裏に解決するようには思われない。

(6) 指導者の積極的関与

南シナ海の安定を追求する各国指導者の取り組みは、中国が協調路線に転換

⁴⁷ 調査及び立法考査局アジア研究会「データで見る中国経済と日中経済関係」『レファレンス』第649号、2005年2月、68頁。

した1990年代後半に始まり、一つの成果として、2002年11月の中国ASEAN外相会議において、「南シナ海行動宣言」が採択された。これは法的拘束力を持つものではないが、係争の平和的解決などを謳っている。2011年には一部の係争国間では対立が表面化した、その一方で7月の中国ASEAN外相会議では、「南シナ海行動宣言実施のための指針」が基本合意に達した。これは、中国とASEANが「南シナ海行動宣言」を発展させ、より拘束力のある「行動規範」の策定に取り組むことに合意した⁴⁸ものと見なされた。しかし、2012年の外相会議で具体的な協議に入った段階で、中国とASEANの間のみならず、ASEAN内部でも利害の対立が表面化し、協議が具体的に進展するまでには至らなかった。

一方、東シナ海で安定を追求する取り組みとしては、「論争棚上げ、共同開発」という提案があげられる。古くは、鄧小平副総理（当時）が尖閣諸島周辺の開発に言及して提案したものだが、中国外交部の説明によれば、この提案は「相互理解を強化し、領有権問題の最終的な解決に向けた条件を作り出す」ものである一方、「関係する領土の領有権は中国に属する」「問題の棚上げは、主権の放棄を意味しない」等⁴⁹の一方的に中国に有利な側面を持つ。当然のことながら、この提案が具体的に実現した事例はない。

このように、今日の南シナ海、東シナ海においても、関係国の指導者が環境の安定を追求するために様々な関与を試みているのは事実であるが、その意図するところは必ずしも一致しておらず、結果として、それらの関与は、海上境界画定交渉を推進する原動力となっていないのが現状である。

(7) 歴史的確執の解消

中越間には、大国とそれに隣接する小国という地理的な関係の故に、長い確執の歴史がある。第2次世界大戦以降を見ても、西沙諸島の海戦、中越戦争をはじめ多くの犠牲者を伴った紛争、対立は少なくなく、友好関係を維持した時期があるだけに、その確執はなおのこと根が深い。1990年代には、経済発展のために不可欠な地域の安定を双方が追求し、また、過去の対立を指導した強硬な指導者の死去等の条件が重なったことにより、一時的に確執が影を潜めた。

⁴⁸ 鈴木早苗「南シナ海問題を巡る ASEAN 諸国の対立」、日本貿易振興機構アジア経済研究所、2012年7月、http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Region/Asia/Radar/201207_suzuki.html、2012年8月29日アクセス。

⁴⁹ 飯田「南シナ海問題における中国の新動向」148頁。

海上境界画定が成功したのは、そんな時期であった。しかし、2010年以降の南シナ海における両国の動向を見れば、今日対立が再び先鋭化しているのは明らかである。長い歴史に裏打ちされた確執は、容易には消えるものではない。

日中間、日韓間の歴史的確執も根深いと言わざるを得ない。戦前の日本の植民地支配、太平洋戦争等に端を発する歴史的確執は、歴史認識問題、教科書問題、慰安婦問題等々、形を変えて表面化し、時に、激しい国民感情に後押しされ、容易に先鋭化する。

東シナ海の海上境界画定を巡る対立の背景には、そもそも境界画定に対する考え方の相違があるのは間違いない。しかし、その対立は多くの場合、2012年8月の尖閣諸島や竹島を巡る日中・日韓の間での対立を見てもわかるように、ここに述べた根深い歴史的確執と一体となって、感情的な対立に発展する傾向が強い。更には、この対立を、国内における求心力の追求、国民の多様な不満のガス抜き等に利用しようとする思惑が働くことも少なくなく、このような様々な要因が、海上境界問題の解決を、必要以上に困難なものにしているのである。

感情的な対立を冷静な論理で克服することは難しい。1990年代の中越関係のように、その歴史的確執を一時的に沈静化させるような事象が生起しても、それによってもたらされる安定はつかの間のものに過ぎない。歴史的な確執が解消され、そのことが東シナ海における境界画定を巡る交渉の進展を促すような状況が生起する可能性は、見通しうる将来、ほとんどないものと思われる。

(8) 軍事バランス

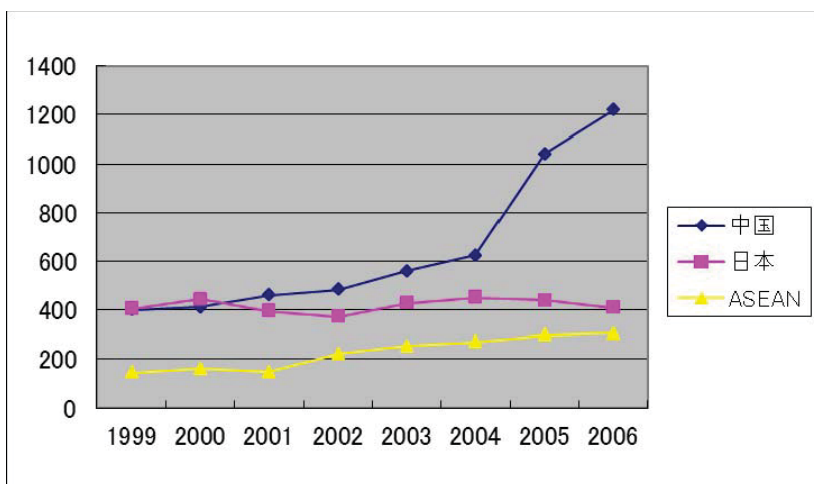
ア 中国の軍備拡大

トンキン湾における海上境界画定交渉が進められていた1990年代における、同海域における中越の軍事バランスは、圧倒的に中国側に優位であった。にもかかわらず、中国は、その軍事的優位に訴えることなく、平和裏に交渉を成功へと導いた。その背景には、安定的統治や経済発展の追求という、より強い動機があったことは、先に述べたとおりである。

一方で、それまでに各所で見せた力による強引な行動と、中国に有利な軍事バランスにより東アジアで高まってきた「中国脅威論」を沈静化するため、1995年7月の第3回ARFにおいて、中国は従来の戦略方針を転換する。それまでのように中国の主権を一方的に認めさせるための環境を構築するのではなく、軍事以外の幅広い分野での協力関係を推進することにより、自国に好意的な国

際環境を構築し、長期的に自国の影響力の強化を進めようとする意図がその背景には見て取れる。2000年代に入ってからその傾向は拡大し、主に非伝統的分野での各国との協調姿勢が強調されている。

しかし、中国は安全保障上の協調姿勢を示す一方で、グラフ4からも明確にわかるように、同時に着実にその軍事力を拡大しつつある。特に表に示すように、海軍の新型艦艇の増強は顕著であり、南シナ海を始めとする海洋を重視する中国の国家としての意図を明確に示すものとして注目される。



グラフ4 国防費の推移 (単位: 億 USD)

(『ミリタリー・バランス 2000/2001』～『同 2007/2008』のデータに基づき、筆者作成)

	Luzhou	Luyang-II	Sovremenny	JiangkaiII	JiangweiII
2000	0	0	2	0	6
2009	2	2	4	6	10

表: 中国海軍の新型艦艇

(Chinese Military in the 21th Century, <http://sinodefence.com> のデータに基づき、筆者作成)

イ 南シナ海における軍事バランス

1990年代のトンキン湾では、中越の非対称性のもたらした均衡が、海上境界画定交渉を推し進める一つの要因となった。今日の南シナ海でも、顕著な軍備拡大傾向を示す中国が、軍事的な優位を保っているという点は変わらない。一方で、ASEAN各国もただ手をこまねているわけではない。顕著な例として、ベトナム、インドネシア、シンガポール、マレーシアの各国による、ロシアを始めとする諸外国からの潜水艦の調達があげられる。潜水艦は、中国との間の非対称性を克服し、唯一対抗できる手段と見なされているのである。また、ベトナムのカムラン湾への外国艦艇の誘致や、シンガポールが米海軍の沿海域戦闘艦(Littoral Combat Ship : LCS)の前方展開を受け入れたことは、強大な北からの軍事的圧力に、域外勢力の協力を得て対抗しようとする、周辺各国の苦肉の策である。このような各国の対抗策は、交渉を進める上でのヘッジとしての性格を色濃く持つが、全体として域内の軍事力のレベルが高くなるため、対立が先鋭化する要因となりかねない。

ウ 東シナ海における軍事バランス

中国の軍事拡大傾向は顕著であるが、現段階では、日米両国の有効な共同によるプレゼンスを越えるものではない。したがって、東シナ海では中国の軍事的優位は確立されていないといえる。しかし、相対的な米国の影響力低下や、日本の経済的、政治的不安定等の影響により、両者の差は、徐々に縮小する傾向にあるように思われる。米国は航行の自由をはじめとする国際公共財を守ろうとする意図の下、この海域に対する関与を強め、自由貿易を是とする国際社会の支持を得ようと試み成果を得ているが、中国側も「三戦」という概念を構築し、更には、海軍以外の法執行機関による当該海域への関与を強化し、対抗しようとしている。顕著な軍事的衝突は生起していなくても、東シナ海ではこのような各国の思惑が交錯しているため、安定的かつ平和的な海上境界画定交渉の推進が期待できると言えるような環境にはないと言って差し支えないであろう。

6 日中間の海上境界線確定のための方策

(1) 武力の行使による解決

2012年9月15日の産経新聞は、9月11日の日本による尖閣諸島の国有化を巡って日中間の対立が先鋭化する中で、中国人民解放軍将校が「外交交渉で

解決できないのなら小規模な軍事衝突も発生し得る」と予測する等、軍事衝突の可能性に言及したと報じている⁵⁰。これは、今日の国際社会において、国家間の問題解決の手段として、軍事力が用いられる可能性が決してゼロではないということを示している。また、中国が南シナ海で実施してきたような、漁船等による民間人の進出をきっかけに、魚政、海監等の軍隊ではない、法執行機関を展開させ、徐々に実効支配を進展させる可能性もまた、否定できない。

しかし、同時に、今日の国際社会では自国の安定的発展のためにはその周辺地域を含む国際社会の戦略的環境の安定が不可欠であること、世界的な経済的相互依存が非常に深化していること、武力の行使による問題解決は決して国際社会からの支持が得られないであろうこと、さらには、同海域では日米同盟が抑止力として有効に機能していること等を考慮すれば、武力による解決は、日中双方にとって現実的な選択肢とは考えがたい。また、法執行機関による段階的実効支配にも、予期しないエスカレーションを招く可能性があることから武力による解決と同様に、少なくとも現状においては、中国にとって好ましい手段とはならないであろう。

(2) 国際司法裁判所等による裁定

国際法上は、海洋問題に関する紛争は国連海洋法条約第15部に規定する手続きによって処理されることになる⁵¹。国連海洋法条約は合意による解決ができなかった場合、強制的かつ拘束力を有する解決手続に付託することを義務づけており、いずれの国も書面で宣言することにより、国際海洋法裁判所、国際司法裁判所(ICJ)等による解決を選択できるのである⁵²。

しかし、ICJの規定によれば、日中間には海上境界画定紛争が生じた場合に、問題をICJに付託することを予定した合意はなく、また、中国側がICJの強制管轄権を認めていないため、日中間の海上境界画定問題をICJで審理するためには、日中両国が本件のICJへの付託に合意する必要がある⁵³。過去には、ICJにおける審理の結果、海上境界画定問題が解決した事例も少なくはないが、現在の東シナ海の状況を考慮すれば、尖閣諸島を実効支配しており領土問題は存在しないという立場をとる日本側から提訴する必要性は低く、領有権に関する

⁵⁰ 『産経新聞』2012年9月15日。

⁵¹ 濱川「東シナ海における日中境界画定問題」8頁。

⁵² 同上、9頁。

⁵³ 同上、10頁。

主張の根拠が弱い中国側が提訴する可能性も低い。結果として、日中両国が提訴に合意する可能性は低く、ICJ等による裁定は、当面、最終的な解決につながる手段とは考えられない。

ただ、仮にICJへの提訴が成立したとしても、必ずしもそれが日本にとって有利に働く保障はない。4年前のグルジア紛争においてロシアが親露地域の独立を認めたことについて、欧米諸国は「国連憲章に違反する」と強く反発しながら、結局は国境線の変更を認めた⁵⁴。小国グルジアと大国ロシアの間で、正しかるべき国際法が、力の理論による国際政治の現実に動かされた事例である。近年の中国の情報発信力の強化を考慮すれば、ICJに委ねるためには、慎重さと万全を期した準備が必要となるであろう。

(3) 共同開発

「共同開発」という言葉は、現状を維持したままで、win-winの関係を構築し、戦略環境の安定化につながる可能性を秘めており、非常に魅力的であり、かつ、耳あたりの良い言葉である。しかし、実際には、共同開発の対象となる海底資源、漁業資源等を巡る利害の調整は極めて複雑で困難である上に、中国の意図する「共同開発」には極めて一方的な思惑があると言うことは先に述べたとおりである。したがって、今日の東シナ海の海上境界画定においては、「共同開発」が効果的に機能するとは思われない。

(4) 合意による解決

トンキン湾における中越間の海上境界画定は、ICJの裁定等によることなく、紛争当事国が外交手続きを通じて行う直接の協議⁵⁵のみによって最終的な合意に到達した。当時の中越両国間にあった様々な条件が、その解決を後押ししたということは、これまでに述べてきたとおりである。

理論的には、今日の東シナ海の日中関係においても、同様の条件を整えることができれば、日中間の海上境界画定問題が解決に向かう可能性が見えて来ることになるだろう。地域の安定や経済的な発展を追求しようという方向性が一致しているという点は、トンキン湾と同様の条件を満たしている。他方、東シナ海においては、日中のみではなく、韓国も大陸棚の延伸を主張しており、尖閣諸島の領有を巡っては、中国側が一步も譲らぬ姿勢を示し、また、台湾も主

⁵⁴ 『読売新聞』2012年10月3日。

⁵⁵ 濱川「東シナ海における日中境界画定問題」、8頁。

として漁業権を主張し関与してきている。また何よりも、海上境界画定の問題は、歴史的な根深い確執と一体化し、感情的な対立を生んでいる。これらの現状は、一朝一夕に好転し得るものでは決してない。トンキン湾と比較した場合、海上境界画定問題が解決に向かうための条件は現状では整っておらず、近い将来、それらが整う可能性も非常に低いと言わざるを得ない。

(5) 現状維持

本章で述べてきたように、現在の状況において、東シナ海の日中間の海上境界画定問題が解決する可能性は非常に低い。2012年9月11日の日本政府による尖閣諸島購入と、それに伴う日中間の対立の先鋭化により、その可能性はさらに低くなったと言わざるを得ない。ならば、取りうる手段は、「現状維持」である。ここで言う「現状維持」とは積極的に関与せず、ただ、現状の安定を追求するということでは決してない。むしろ、「我が国による実効支配」という我々に有利な現状を、対立の先鋭化という不安定な現状の中で守り続けるという、強固な国家意思の提示である。不安定な現状の中、様々な状況の変化に柔軟に対応しつつ現状を維持するためにこそ、なすべきことは多い。

9月19日の記者会見で、玄葉外務大臣は尖閣諸島に関して「領有権の問題は存在しないが、外交上の問題は存在する」という趣旨の発言をしている⁵⁶。これは、領土問題は存在しないという原則の故に、積極的な対外発信をしてこなかった方針を転換する上で重要である。すでに中国は、広く海外メディアを利用して自国の主張を展開している。国連総会における日本を非難する演説も、外交上の成果を巡って賛否両論があるものの、発信力があつたことは否定できない。また、米国において増加しつつある中国人留学生が構築する人脈による情報戦の影響⁵⁷も決して無視はできない。情報戦という観点からは、日本も尖閣諸島に関する「外交上の問題」に関して、自国の主張を積極的に発信する必要がある。玄葉外務大臣が10月中旬に欧州を訪問し、各国に日本の主張を訴えたように、日本は国際社会を味方につけるために、冷静で論理的な主張により中国との違いを浮かび上がらせるべく、正論をもって情報戦に臨む必要がある。

その上で、トンキン湾と同じ条件が適用できる項目、即ち、地域の戦略環境

⁵⁶ 外務省「外務大臣会見記録」2012年9月19日、
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/g_1209.html#9-C, Accessed August 26, 2012.

⁵⁷ 『読売新聞』2012年10月4日。

安定や経済的発展の追求は、その方向性を維持強化すべきである。そのような対応のみで、解決につながることはないかもしれないが、それらの努力が地域の戦略環境の安定につながるのならば、将来の海上境界画定問題解決に向けての1つの推進力として働く可能性はある。

問題は、トンキン湾と同じ条件が適用できない項目である。島嶼の領有を巡る対立や、歴史的な確執は近い将来それが解決され得る可能性は低い。ならば、未解決の「外交上の問題」が存在するという状況を固定化し、進展はしないが悪化もしない、という状態を追求すべきである。未解決であるが故に不安定な状況を維持して固定化するためには、様々な形で、国家としての関与や意思表示が求められる。

ICJ が万能ではないことは前述したが、竹島問題に関して日本が執ろうとしている、ICJ への提訴はその1つの方策であり、日本の主張を国際社会に対して正式にアピールするためには有効である。また、2012年8月、台湾の馬英九総統が提言した「行動規範の策定」を含む「東シナ海平和イニシアチブ⁵⁸」のような新たな枠組みを目指す議論を開始し、対話を継続することもまた、1つの選択肢である。

ただし、対立が解決しないままでの現状維持であるから、対話を維持するための議論を通じて右手で握手をする場合であっても、左手には、棍棒を持っていなければならない。99%使用しないものかもしれないが、棍棒がなければ、握手すらできない状況もあり得る、というのが今日の東シナ海を含む国際社会の現状である。つまり、最悪の事態に備える、自力の安全保障態勢は不可欠であるということである。

さらに、問題が解決していない以上、時に両国間の緊張が高まることがあるのは当然である。日本政府による尖閣諸島購入後の日中間の対立の先鋭化を受けて、9月14日以降、中国の公船が常に尖閣諸島の周辺を遊弋し、時に接続水域に入り、領海内に侵入し、海上保安庁の巡視船と対峙している。このような状況は、長期間にわたって継続する可能性が高い。南沙諸島においては、このような状況が20年以上継続している。決して安定はしていないし、解決する見込みもない。時として、小競り合いが生起することもある。しかし、1988年に中越間で生起した、いわゆる赤瓜礁海戦以降、本格的な武力衝突は生起していない。南沙諸島では、不安定な状況を固定化することによってもたらされる相対的安定、という一見矛盾した状態が実際に存在しているのである。

⁵⁸ 『産経新聞』2012年8月6日。

海上境界の画定を巡る問題は短期間で解決するものではない。現状を維持するという、不安定な状況を固定化するというは、見通し得る将来にわたって一定の緊張状態を維持する中で、明確な国家意思を堅持するというに他ならない。そのような状況の下で自国の国益を追求するためには、一見冗長に見えたとしても、ここで論じた選択肢をはじめとする現状維持のための方策に積極的に関与し、長期的に国際社会の支持や尊敬を勝ち取るための様々な努力が必要なのである⁵⁹。

おわりに

1978年10月、当時副首相であった鄧小平は日本記者クラブにおける会見で尖閣諸島を巡る問題について、次のように述べた。

「両国政府が交渉する際、この問題を避けるということが良いと思います。こういう問題は、一時棚上げにしてもかまわないと思います。10年棚上げにしてもかまいません。我々の、この世代の人間は知恵が足りません。この問題は話がまとまりません。次の世代は、きっと我々よりは賢くなるでしょう。そのときは必ずや、お互いに皆が受け入れられる良い方法を見つけることができるでしょう⁶⁰」

日本政府による尖閣諸島購入後の、中国による「国有化の手続き自体が現状の変更であり「問題は棚上げする」という原則を一時的に破棄された」「パンドラの箱は開けないという暗黙の了解を破られた」⁶¹という日本に対する非難は、この鄧小平の発言を受けてのものであろう。一定の均衡を保っていた現状を変えたのは日本である、という主張である。しかし、日本の視点から見れば、現状を変えたのは中国の海洋活動の活発化である。日本のEEZ内での頻繁な海洋調査、日中中間線付近での油ガス田の開発、人民解放軍海軍の驚異的な増強と活動範囲の拡大、これらはすべて、東シナ海の現状を変え、日本の主権を脅かし、中国に対する脅威認識を高めてきたのであり、尖閣諸島の購入は、より安定的な管理を追求するためのものであるというのが日本の主張である。

⁵⁹ 西原正「領土主権を不退転の覚悟で守れ」『産経新聞』2012年9月5日。

⁶⁰ 鄧小平「未来に目を向けた友好関係を」日本記者クラブ会見、1978年10月25日、<http://www.jnpc.or.jp/files/opdf/117.pdf>、2012年10月30日アクセス。

⁶¹ 『朝日新聞』2012年9月15日。

このように対立する日中の主張はどちらが正しいのだろうか。それを適切に判断し得る英知は、今日の国際社会には存在しない。先に述べた、鄧小平の発言は、確かに東シナ海の現状を正確に看破していた。しかし、彼が「棚上げ」のために想定した「10年」は短すぎたのである。この会見から30年以上が経過した今日なお、我々は十分に「賢く」はなっていない。「お互いに皆が受け入れられる良い方法」が見つかるまでには、もう少し時間がかかりそうである。